教育現場の課題を踏まえ、障害児の学習権・発達権保障推進の大運動をすすめよう（談話）

――　全教障教部二つの政策提言の公表にあたって　――

2010 年 4 月 22 日

全日本教職員組合障害児教育部部長　杉浦洋一

１．全教障教部は二つの政策提言を公表しました

本日全教障教部は「どの子も大切にする、通常学級・通級指導教室・障害児学級の教育のあり方について」「高校・高等部における特別なニーズをもつ子どもの教育について」の二つの政策提言をＨＰに公表しました。

今後、職場・地域から教育関係者、父母、行政関係者のみなさまをはじめ、幅広いみなさまとの懇談をすすめたいと考えています。多くのみなさまのご意見・ご批判を受け、教育論議をすすめる中で、障害のある子どもたちの教育の推進につなげていきたいと願っています。

２．権利としての障害児教育の前進を

特別支援教育制度が始まって 3 年になります。しかし障害児教育の状況は全体としては後退しているように見えます。新しい制度にふさわしい教職員配置や条件整備がまだまだ不十分なこと、教育における「競争と管理」が一層強まっていること、障害児学校・学級・通級教室の在籍児・対象児の激増に教育条件整備がまったく追いついていないことなどが原因です。

障害のある子どもたちの「学習権」「発達権」を保障する教育を推進するためには、必要な条件整備（合理的配慮）と、子どもたちの権利の実現に向かう「学校づくり」「教育実践づくり」「共同の推進」が不可欠です。

３．学校の実態・課題をふまえ、子どもたちの「学習権」「発達権」保障の推進を

内閣府「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」がつくられ、障害者権利条約の批准を視野に日本の障害者施策の全面的な検討がすすめられています。障害者・障害者団体の意見を重視し、障害者施策の検討をすすめることは従来には見られなかった重要な方向です。しかし、障害児教育にかかわっては、現実の状況・課題を十分に検討することなく、「通常学級への学籍一元化」「特別支援学校、特別支援学級、寄宿舎の設置規定の是非」などを含む教育のあり方の根本にかかわる議論がすすめられていることに大変危惧しています。現在の教育にかかわる「子どもたち」「父母」「教職員」抜きに教育のあり方が決められることがあってはなりません。

４．障害児の「学習権」「発達権」を保障する本来のインクルーシブ教育を

提言でも触れているように、すべての子どもたちの学習権・発達権を具体化する教育制度の確立をめざすことこそがインクルーシブな教育づくりの方向です。

20 人以下学級、複数担任制、競争と格差づくりの教育の見直しなどはどうしても必要です。また、障害児学校、障害児学級、通級指導教室などの特別な教育課程や学習の場などの合理的配慮（必要な条件整備）が、権利として必要になる子どもたちもいます。しっかりとした教育条件を整え、子どもたちが生きやすい社会全体の改革をも展望しながら、みんなの力でどの子も大切に

する教育をすすめていきたいものです。

５．「副籍」「支援籍」の論議も慎重に

文科省の調査研究協力者会議の審議経過報告などで、「副籍」「支援籍」等を含む交流及び共同学習が検討の方向として示されています。しかしこの検討は慎重にすすめるべきだと考えます。

すでに東京、埼玉などで「復籍」「支援籍」制度が始まっています。しかし、通常教育の根本的改革のない中で、子どもたちの主体的学習参加の側面では問題も顕在化しています。条件整備の不十分さの問題だけではなく、学籍のあり方、教育課程や評価、子どもの人格形成への責任のありようなどの根源的な課題の整理も不十分です。

理念だけが先行する論議ではなく、実態と子どもたちの権利をしっかりと見据えた検討がすすめられるべきです。

６．障害児の学習権・発達権保障推進の大運動を

日本の障害児教育のあり方が正面から問われている状況です。いま大切なことは、教育現場の課題をふまえて、障害児の学習権・発達権保障をすすめるための大運動と、対話・論議を広げることです。

今回、通常学校の課題、高校・高等部の課題にかかわって二つの提言を発表しました。この分野でおおいに対話と論議を広げましょう。同時に、劣悪な実態にある特別支援学校の条件整備を改善する共同のとりくみを大きく広げましょう。

いま障害のある子どもたちが直面している一つひとつの課題を、みんなの共同の力で改善させていく営みの先に、日本の障害児教育のあるべき展望が築かれていくのだと考えています。